

先行自治体における 自治基本条例(まちづくり基本条例)事例集

1. 日進市自治基本条例	1
2. 東郷町自治基本条例	5
3. みよし市自治基本条例	11
4. 豊田市まちづくり基本条例.....	17
5. 一宮市自治基本条例	19
6. 岩倉市自治基本条例	27
7. 大口町まちづくり基本条例.....	35
8. 高浜市自治基本条例	41
9. 伊賀市自治基本条例	47
10. 名張市自治基本条例.....	55

1. 日進市自治基本条例

○日進市自治基本条例

平成19年4月1日
条例第24号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 自治の基本原則(第4条)

第3章 市民の権利(第5条—第10条)

第4章 市民、市議会及び市長等の役割と責務(第11条—第14条)

第5章 参加と協働(第15条—第17条)

第6章 市政の組織及び運営(第18条—第25条)

第7章 住民投票(第26条)

第8章 条例の遵守等(第27条—第29条)

附則

わたしたちのまち日進市は、東部には緑豊かな丘陵地があり、そこを源流とする天白川の流域には、田園風景が広がり、そして古くからの街道の歴史とともに、四季折々の自然の美しさを感じさせてくれます。

また、日進市は、「日々進みゆく」の名にふさわしく、学園都市の顔を持つ大都市近郊のまちとして発展しました。そこには多様な思考や行動力を備えた、活力に満ちた市民の営みと交流があります。

わたしたち市民には、長い年月にわたって、この土地の気候や風土に培われ育まれてきた人々の考えや文化を踏まえながら、時代の変化に対応した地域社会を創造する必要があります。そのために、わたしたち市民は、人権を大切にする差別のない社会の実現、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造、地域課題を解決するための新しいコミュニティの形成、新たな公共を担う市民自治活動の推進、少子高齢社会への対応などそのときどきの課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。

今、わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、健康で快適かつ安全安心に、幸せに暮らすことができる日進市を守り育てていこう、そして、次の世代を担う子どもに引き継いでいこうと決意しました。

そのためには、市民一人ひとりが、自立した市民として、また地方主権の名のもとに自立した自治体の一員として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し、認めあい、ふれあい、助けあいながら、自分たちのまちは、自分たちの手で築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。

わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、市議会や市の執行機関と協働し、愛着と誇りを持って暮らせる日進市を守り育てていくため、ここに日進市自治基本条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図ることを目的とします。

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は、日進市が定める最高の規範です。日進市における他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
- (2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
- (3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO

等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。

(4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

第2章 自治の基本原則

(自治の基本原則)

第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。

- (1) 平等な社会 市民、市議会及び市の執行機関は、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な社会の実現に努めます。
- (2) 市民主体の自治の推進 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性や能力を発揮し、自覚と責任を持ってお互いを尊重し支えあいながら、市民主体の自治を推進します。
- (3) 自立した自治体 日進市は、自立した自治体として、国及び愛知県との適切な役割分担により、民意のもとに自らの判断と責任において、市政を行います。
- (4) 協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、協働して市民主体の自治を推進します。
- (5) 市民の信託による市政 日進市は、市民にとって最も身近な自治体として、市民からの信託のもとに市政を行います。
- (6) 男女共同参画の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、男女の平等を基本とし、共同参画のもとに市民主体の自治を推進します。
- (7) 情報共有の原則 市議会及び市の執行機関は、その保有する情報を積極的に公開し、市民と共有します。

第3章 市民の権利

(個人の尊厳)

第5条 市民は、年齢、性別、国籍その他社会的地位によるもの等いかなる差別も受けることなく、平等な個人として尊重されます。

(平和的生存権)

第6条 市民は、穏やかな暮らしのもと、平和で安全に生きる権利を持ちます。

(環境権)

第7条 市民は、良好な環境の中で生きる権利を持ちます。

(知る権利)

第8条 市民は、市政について市議会及び市の執行機関の持っている情報を知る権利を持ちます。

(個人情報の保護)

第9条 市民は、個人に関する情報が侵されることのないよう保護される権利を持ちます。

(権利の尊重)

第10条 [前5条](#)に規定する市民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とします。

第4章 市民、市議会及び市長等の役割と責務

(市民の役割と責務)

第11条 市民は、良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任を持ちます。

2 市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に応えているかどうかを見守るよう努めます。

3 市民は、行政サービスその他市政の執行に要する費用について、応分の負担をします。

(市議会の役割と責務)

第12条 市議会は、日進市の意思決定機関として、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、市政の運営に関し、市の執行機関を監視する役割を果たさなければなりません。

2 [前項](#)に規定する市議会の役割と責務その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(市長の役割と責務)

第13条 市長は、[この条例](#)を遵守し、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければなりません。

2 市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組まなければなりません。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、リーダーシップを発揮して、市政の運営を行わなければなりません。

(市職員の役割と責務)

第14条 市職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しなければなりません。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組まなければなりません。

第5章 参加と協働

(市民参加)

第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。

2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

3 市民は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。

4 市議会及び市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。

5 [前各項](#)に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(市民自治活動)

第16条 市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。

2 市民は、NPO等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。

3 市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるよう努めます。

4 市の執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。

5 [前項](#)に規定する市民自治活動の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(連携)

第17条 市民は、市民自治活動の推進のため、コミュニティ活動やボランティア活動等を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。

2 日進市は、他の自治体と、共通の課題を解決するため、相互に連携するよう努めます。

第6章 市政の組織及び運営

(柔軟な組織の形成)

第18条 市の執行機関は、市民にわかりやすく、効率的で機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できる組織体制をつくらなければなりません。

(市民本位の市政運営)

第19条 市の執行機関は、広報及び広聴の機能を一体的に発揮することにより、市民の意向を的確にとらえ、市民本位の市政の運営を行わなければなりません。

(計画的な市政運営)

第20条 市の執行機関は、[この条例](#)に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければなりません。

(開かれた市政運営)

第21条 市議会及び市の執行機関は、市民にわかりやすいかたちでその保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければなりません。

2 [前項](#)に規定する情報公開に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(個人情報の適切な取扱い)

第22条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人に関する情報を保護しなければなりません。

2 [前項](#)に規定する個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(適切な行政手続)

第23条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続(以下「行政手続」といいます。)を行わなければなりません。

2 前項に規定する行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(財政)

第24条 市長は、総合計画に基づき中長期的な財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効率的な活用及び効果的な配分を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。

2 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、わかりやすく説明しなければなりません。

3 市長は、日進市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければなりません。

(行政評価)

第25条 市の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもとに行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させていかなければなりません。

2 市の執行機関は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。

第7章 住民投票

(住民投票)

第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

4 前3項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

第8章 条例の遵守等

(条例の遵守)

第27条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。

2 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

3 前2項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(条例の見直し)

第28条 市長は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

2 市長は、前項の規定により、この条例を検証した日から5年以内に再び検証するものとし、以降同様とします。

3 前2項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(委任)

第29条 この条例の施行に関して必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行します。

2. 東郷町自治基本条例

東郷町自治基本条例

尾張東部に「東郷」という名が付されて百有余年。水と緑に抱かれたわたしたちのまち東郷は、名古屋と豊田の間に位置する住まいのまちとして、転入者の若い力も加えながら、堅実に成長してきました。

わたしたちは、広く町民に親しまれる東郷音頭が謳う「^{うた}古いも若きも手をつなぐ」ふれあいや地域の絆、先人が守り育ててきた「稲穂波打つ」、「実り豊かな」農業・伝統文化の魅力を次代に引き継いでいきます。このとき地球環境にも配慮の上、自然と共生しながら持続可能な「^{はぐく}まちの元気」を育んでいきたいと願っています。

そして、未来を担う子どもたち、お年寄り、障がい者や外国人など、ここに住むあらゆる人が「ふるさと東郷」に誇りを持ち、健康で幸せに暮らし続けられるよう「今あるものを^い活かしながら、新たな価値を見出すまちづくり」を目指します。

そのためには、わたしたち町民が、主体的にまちづくりに参画するとともに、議会や町と相互に補完し合い、協働していかなければなりません。

年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、わたしたち町民が主役となって、未来の種をまき、育て、「明日にはばたく」、「ふるさと東郷」を実現するために、町の最も重視すべき条例として、ここに東郷町自治基本条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、東郷町のまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、町民の権利及び責務並びに議会及び町の責務を明らかにすることにより、町民が主役の自治の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び町内において活動若しくは事業を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 事業者 町民のうち町内において、事業を行う個人又は法人をいいます。
- (3) 議会 東郷町議会の議員によって構成される町の基本的な事項の団体意思を決定する機関をいいます。

- (4) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいいます。
- (5) まちづくり 町民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくための活動及び事業をいいます。
- (6) 参画 町民又は町が実施するまちづくりにおける事業の企画、実施及び評価の各段階において、町民が自主的に意見を述べ、事業の実施に直接関与することをいいます。
- (7) 協働 町民、議会及び町がそれぞれの特性及び役割を尊重した上で、共通の目的を達成するため、対等な立場で相互に連携し、又は協力することをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、東郷町のまちづくりにおいて、最も重視する条例であり、町民、議会及び町は、法令の範囲内において、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 議会及び町は、町の他の条例、規則等の制定改廃及び運用、まちづくりに関する計画の策定、変更その他町政運営の基本的事項を定めるときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

(まちづくりの基本原則)

第4条 東郷町のまちづくりは、町民を主役とする共通の認識のもと、広く町民がまちづくりに参画し、町民、議会及び町が連携しながら協働することによって進めることを原則とします。

2 東郷町のまちづくりは、町民、議会及び町がまちづくりに関する情報を共有して進めることを原則とします。

3 東郷町のまちづくりは、議会及び町が町民に対して町の行う施策について常に分かりやすく説明することを原則とします。

4 東郷町のまちづくりは、男女の性別にかかわらず共に参画して実施することを原則とします。

(町民の権利)

第5条 町民は、東郷町において、安全かつ安心して幸せに暮らすことができます。

- 2 町民は、議会及び町が保有しているまちづくりの情報を知ることができます。
- 3 町民は、まちづくりに参画することができるとともに、子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。
- 4 町民は、町の行う行政サービスを公平に受けることができます。

(町民の責務)

第6条 町民は、まちづくりに関心を持ち、これに主体的に参画するよう努めます。

- 2 町民は、まちづくりにおいて、町民の担う役割又は負担するものがあるときは、これを果たすよう努めます。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業を行うに当たっては、この条例の趣旨を尊重するよう努めます。

- 2 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、積極的に地域に貢献するとともに、東郷町のまちづくりに寄与するよう努めます。
- 3 事業者は、事業を行うに当たっては、法令、条例等を遵守するとともに、環境に配慮する責務を有します。
- 4 事業者は、事業を行うに当たっては、雇用における男女の均等な機会を確保し、従業員の「仕事と生活の調和」を実現するよう努めます。

(議会の責務)

第8条 町と独立かつ対等の関係にある議会は、議会が持つ権限を有効に活用し、及びその機能を発揮するとともに、適正な町政運営の確保に努めます。

- 2 議会は、町民を代表する機関として、将来にわたるまちづくりの展望を持ち、町民及び地域に配慮した議会運営に努めます。
- 3 議会は、会議及び委員会を公開し、開かれた議会運営に努めるとともに、広く町民の声に耳を傾け、その想い^{おも}を的確に町政に反映させるよう努めます。

(町長の責務)

第9条 町長は、この条例の趣旨を最大限に尊重した町政運営を行います。

- 2 町長は、町民が望むまちづくりを実現するため、公正、公平かつ誠実な町政運営を行います。

3 町長は、リーダーシップを発揮し、健全な財政運営及び能率的かつ効率的な町政運営を行います。

4 町の職員は、前3項の規定に従い、常に町民の視点に立ち、町民との信頼関係を築きながら職務を行うとともに、職務に必要な知識の習得及び能力の向上に努めます。

(町民参画及び協働)

第10条 議会及び町は、町民がまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、町民が参画しやすい環境を整備します。

2 町民は、まちづくりの主役として町政に関心を持ち、まちづくりに主体的に参画するよう努めるとともに、参画に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとしします。

3 町民、議会及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、互いに対等の立場で相互に理解を深め、信頼関係を築きながら協働してまちづくりを推進します。

(地域活動及び町民活動)

第11条 町民は、区、自治会等の地域の組織の果たす役割を認め、それぞれの地域において自主的に地域の活動に参画し、協力するよう努めます。

2 町民は、公益的な活動を自発的又は自律的に取り組む町民（以下この条において「町民活動団体」という。）の意義を認め、自らが関わることのできる町民の活動に参画し、協力するよう努めます。

3 議会及び町は、地域の組織及び町民活動団体の自主性を尊重し、並びにこれらの地域の活動及び町民の活動を積極的に守り育てるよう努めます。

(情報公開及び個人情報保護)

第12条 議会及び町は、開かれた行政を推進するため、別に条例で定めるところにより、町政の情報を積極的に開示し、又は提供し、町民と情報を共有します。

2 町は、町民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報適切に保護します。

3 議会及び町は、町民に対し、町政に関する内容を常に分かりやすく説明する責任を果たすとともに、町民からの説明の要請があったときは、誠実な対応に努め

ます。

(町政運営)

第13条 町は、町が実施するまちづくりにおける町民の参画を推進し、町民及び議会と連携しながら協働による町政運営に取り組みます。

2 町は、公正かつ公平及び透明性の高い町政運営を基本とし、東郷町の実情を踏まえた自主的かつ魅力的なまちづくりを推進します。

3 町は、将来にわたるまちづくりの展望をもとに、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想として総合計画を策定し、その計画に従って町政を進めるとともに、その経過又は成果について定期的に公表します。

4 町は、町民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう能率的かつ効率的な町政運営を行います。

(危機管理)

第14条 町民は、常日頃から地震その他の災害又は不測の事態（以下この条において「有事」という。）に備え、自らを守る努力をするとともに、町が推進する災害対策に対し、積極的に協力するものとします。

2 町民は、地域において相互に役割を担い、有事に備え、連携し、協力する体制づくりに努めます。

3 町は、町民の生命、身体及び財産を有事から守るため、総合的な対策を構じます。

(広域連携)

第15条 町は、地方分権の趣旨を踏まえ、国及び県と対等な立場で連携し、協力して効果的な町政運営を行います。

2 町は、尾張東部が有する様々な地域の特性を最大限に活かすため、周辺の自治体と連携した行政運営を行い、この地域の発展とともに東郷町の発展に努めます。

(住民投票)

第16条 東郷町における特に重要な事項について、直接町民の意思を確認する必要があるときは、投票の資格を有する町民の請求又は議会若しくは町長の発議により、住民投票を実施することができます。

2 町民、議会及び町は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票の実施に関し、必要な事項は、別に条例で定めます。

(検証及び見直し)

第17条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例における町民の思い及びその時点の社会情勢に照らし、並びにこれを検証し、その結果に基づき見直しが必要なときは、これを行います。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

3. みよし市自治基本条例

○みよし市自治基本条例

平成20年3月25日

条例第3号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 市民(第6条・第7条)

第3章 議会(第8条・第9条)

第4章 市長及び職員(第10条・第11条)

第5章 行政運営

第1節 総合計画(第12条)

第2節 執行機関(第13条—第16条)

第3節 情報の取扱い(第17条・第18条)

第6章 参画及び協働(第19条—第23条)

第7章 条例の見直し(第24条)

附則

私たちみよし市の市民、議会及び市長は、これまでそれぞれの立場でまちづくりの理想を追求し、地域社会の発展に努めてきました。

自治の担い手である私たちは、将来に向けても多様で個性豊かな地域社会を実現していくために、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

このような協働によるまちづくりこそが、私たちのまち「みよしらしさ」を未来へと伝え、先人から受け継いできた文化や伝統を次世代に引き継ぎ、美しい自然を守り、地域の活力を高めることにつながると私たちは信じています。

ここに私たちは、市のめざす市民自治の理念と基本的なしくみを明らかにし、市民の参画と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治に関する基本的な事項を定め、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務並びに行政運営を明らかにすることにより、自治の主役である市民の主体的なまちづくりを推進し、市民自治に基づく自立した地域社会を築くことを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改正に当

たつては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図ります。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む者、学ぶ者及び働く者並びに市内において活動及び事業を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 協働 市民、議会及び執行機関が、共通の目的を実現するために共有する領域において、互いの立場及び役割を理解し、対等の立場で相互の力を活かし、又は協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 この条例の基本理念は、市民憲章を尊重し、市民の一人ひとりが主体的に考え、自らの責任において行動し、市民、議会及び執行機関が相互に補完しつつ協働して、市民自治のまちづくりをめざすものとします。

(基本原則)

第5条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 参画及び協働の原則
市民は、まちづくりの主役として、市政への参画と協働を推進します。
- (2) 情報の共有の原則
市民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (3) 公正及び対等の原則
協働によるまちづくりは、公正で対等な関係のもとで進めます。
- (4) 信託による行政運営の原則
市長は、市民の代表者として、その信託に応えるため、市民自治のまちづくりの考えのもと、責任を持って行政運営を進めます。

第2章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、快適な環境において安全で文化的な生活を営むことができます。

- 2 市民は、執行機関が行う政策の立案、実行及び評価(以下「政策立案等」という。)に参画することができます。
- 3 市民は、議会及び執行機関が保有する情報を知ることができます。
- 4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができます。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進します。

- 2 市民は、政策立案等の参画においては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任します。

第3章 議会

(議会の責務)

第8条 議会は、市民の意思を反映し、合議制の意思決定機関として、民主的な市政の発展に寄与し、自治を推進します。

(議員の責務)

第9条 議員は、直接選挙で選ばれた市民の代表者として、自らの役割を自覚し、審議能力及び政策提案能力の向上に努め、誠実に職務を遂行します。

第4章 市長及び職員

(市長の責務)

第10条 市長は、市の代表者として、第4条に定める基本理念に従い、市民自治を推進します。

- 2 市長は、市の事務事業を効率的かつ効果的に執行するとともに、市政運営の課題に対応できる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。

(職員の責務)

第11条 職員は、市民全体のために働く者として、誠実かつ公正に職務を遂行します。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な専門的な知識の習得及び能力の向上に努めます。

第5章 行政運営

第1節 総合計画

(総合計画)

第12条 市は、第4条の基本理念に基づき、総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。)を策定します。

第2節 執行機関

(運営原則)

第13条 執行機関は、行政サービスの向上のため、社会情勢の変化に的確に対応し、総合的かつ計画的な行政運営を行います。

- 2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行います。
- 3 執行機関は、政策立案等において市民の参画を推進します。

(組織)

第14条 執行機関の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的にします。

(行政評価)

第15条 執行機関は、客観的に施策、事務事業等を評価し、その結果を公表します。

(説明責任)

第16条 執行機関は、政策立案等について情報の提供に努め、市民にわかりやすく説明します。

- 2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、迅速かつ的確に対応します。

第3節 情報の取扱い

(情報の公開)

第17条 市は、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を公開します。

(個人情報の保護)

第18条 市は、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を保護します。

第6章 参画及び協働

(住民投票)

第19条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を尊重します。

(協働の推進)

第20条 市は、市民の自主的な活動を尊重し、協働によるまちづくりを推進します。

(災害、犯罪等への危機管理)

第21条 市民、議会及び執行機関は、災害、犯罪その他非常の事態に対し事前に備えるとともに、その対応に当たっては、相互に協力し、連携を図ります。

- 2 市民は、災害、犯罪その他非常の事態の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害、犯罪その他非常の事態に対応するよう努めます。

(地域づくりの推進)

第22条 市は、自立した地域づくりを推進するため、地域力の向上に努めます。

(他の自治体との連携)

第23条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。

第7章 条例の見直し

(条例の見直し)

第24条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとにこの条例の内容について検討し、必要が生じた場合には見直しを行います。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年11月5日条例第39号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第41号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

4. 豊田市まちづくり基本条例

豊田市まちづくり基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 まちづくりの基本的な原則(第4条～第7条)
- 第3章 自治を担う主体
 - 第1節 市民(第8条・第9条)
 - 第2節 議会(第10条・第11条)
 - 第3節 執行機関(第12条・第13条)
- 第4章 参画と共働(第14条～第18条)
- 第5章 市政経営の基本事項(第19条～第28条)

附則

わたくしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、都市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたくしたちは、豊田市民の誓いをみちしるべとしながら、共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。

これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市のまちづくりの基本的な原則を確認し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責務を明らかにするとともに、参画と共働及び市政経営の基本事項を定めることにより、市民による自治の確立を図り、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

2 この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(この条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

第2章 まちづくりの基本的な原則

(市政への参画)

第4条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評

価のそれぞれの過程において、市民の参画を図らなければなりません。

(共働によるまちづくり)

第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共にまちづくりを推進することに努めるものとします。

(情報の共有)

第6条 市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければなりません。

(説明責任)

第7条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

第3章 自治を担う主体

第1節 市民

(市民の権利)

第8条 市民は、まちづくりの担い手として次に掲げることができます。

- (1) 市政に参画すること。
 - (2) 市政に関する情報を知ること。
- 2 市民は、行政サービスを受けることができます。

(市民の責務)

第9条 市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるものとします。

- 2 市民は、市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任するものとします。
- 4 市内において事業を行う者は、居住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとします。

第2節 議会

(議会の責務)

第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能、政策立案機能等を果たします。

(議員の責務)

第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

第3節 執行機関

(市長等の責務)

第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を経営します。

2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

(職員の責務)

- 第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。
- 3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします。

第4章 参画と共働

(市民の参画の推進)

- 第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。
- 2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。
- 3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。

(住民投票)

- 第15条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。
- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。
- 3 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重します。

(共働の推進)

- 第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。

(都市内分権の推進)

- 第17条 市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます。

(地域自治区の設置)

- 第18条 市は、都市内分権を推進するため、別に条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。

第5章 市政経営の基本事項

(情報の取扱い)

- 第19条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めます。
- 2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。
- 3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に

条例で定めるところにより、市の保有する個人情報情報を適正に取り扱います。

(行政評価)

- 第20条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政経営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。

(財政運営)

- 第21条 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。
- 2 市長は、別に条例で定めるところにより、財政に関する状況を分かりやすく公表します。

(市民の要望の取扱い)

- 第22条 執行機関は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。

(総合的な市政経営)

- 第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政経営を行います。
- 2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。
- 3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市政経営を行います。

(執行機関の組織)

- 第24条 執行機関の組織については、効率的かつ機動的なものとなるよう常に見直しに努めます。

(行政手續)

- 第25条 執行機関は、市政経営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手續を適正に行います。

(条例の制定及び法令の活用)

- 第26条 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めます。

(法令の遵守)

- 第27条 執行機関は、公正かつ民主的な市政経営を実現するため、別に条例で定めるところにより、法令遵守体制を構築します。

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

- 第28条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。

おしえて、いちみん!
自治基本条例って何?

5. 一宮市自治基本条例



一宮市マスコットキャラクター
いちみん

みんなで よろまい/ いちのみやのまちづくり!!

身近なところ
から始めるわ。

よし、
わかった!

ふむふむ、
そういうことね。

み～んなで
やろうよ!

ぼくにも
できる!

平成22年6月29日公布
平成23年1月1日施行

自治基本条例を使おう

自治基本条例は、まちづくりのための有用な道具です。道具なので、うまく使えば、素晴らしいまちづくりが進みますが、ほったらかしでほこりをかぶっているようであれば、まちづくりはうまくいかず、条例は意味のないものとなってしまいます。

自治基本条例をうまく使うかわからないか、それによって住みよいまちづくりが進むか進まないかは、市民次第、議会次第、行政次第。つまり、わたしたち次第です!

うまく使うためには、条例をよく知ることが大切。このパンフレットで、いちみんがやさしくおしえてくれますよ。

そもそも何？

● そもそも「まちづくり」ってなんだろう？

建物・道路・公園など、
見えるまち



文化・伝統・人と人のつながり
など、見えないまち



暮らしを支える
これらすべてを
よりよくすることが『まちづくり』
だよ！



そして、『みんなに身近なまちづくり』には、
例えばこんなものがあるよ。



選挙で、市長や議員
を選ぶ



市役所のアンケート
に答えたり、講座に
参加する



資源回収やごみゼロ
運動に
参加する



通学路で、地域の
子どもたちを見守る



市広報を読んだり、
市ホームページを
見る



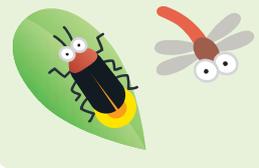
町内会活動に参加
する



地域で支え合う
活動を行う



ホタルやトンボを
守る活動に参加する



● そもそも「どうして自治基本条例が必要」なんだろう？

地域のことは地域で考える時代です

これからのまちづくりは、地域自ら考え、自ら決めなければなりません。そのための**基本的な考え方やルール**が必要です。



ここでいう
**基本的な考え方
やルールが、
自治基本条例
だよ！**

人口は減りますが、お年寄りは増えていきます

少ない人口で社会を支えなければならない少子・高齢社会では、いろいろな人や団体が元気に活動することが求められます。そのための**基本的な考え方やルール**が必要です。



それで、大まかにいうと？

●大まかにいうと、「これからの一宮市のまちづくり」は？

- 市民・議会・市役所（執行機関）の新たな協働関係を構築します
- 市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負います

前文

まちづくりの
合い言葉
(基本理念) は
2つだよ。

合い言葉



みんなの
願い(目的)は
これ!



第1条
一宮市民が
幸せに暮らせるまちを
築きます

みんなの願い(目的)を実現するために、まちづくりでは、
次の4つのポイント(原則)に気をつけるよ。

原則



情報
共有

まちづくりについて言いたくても、動かたくても、「情報」がなければ何もできません。まずは知ることから始めましょう!

参加

まちづくりに「参加」しましょう。できるとき、できる範囲でいいから参加しましょう。みんなの参加で、まちはもっと住みよくなります!

協働

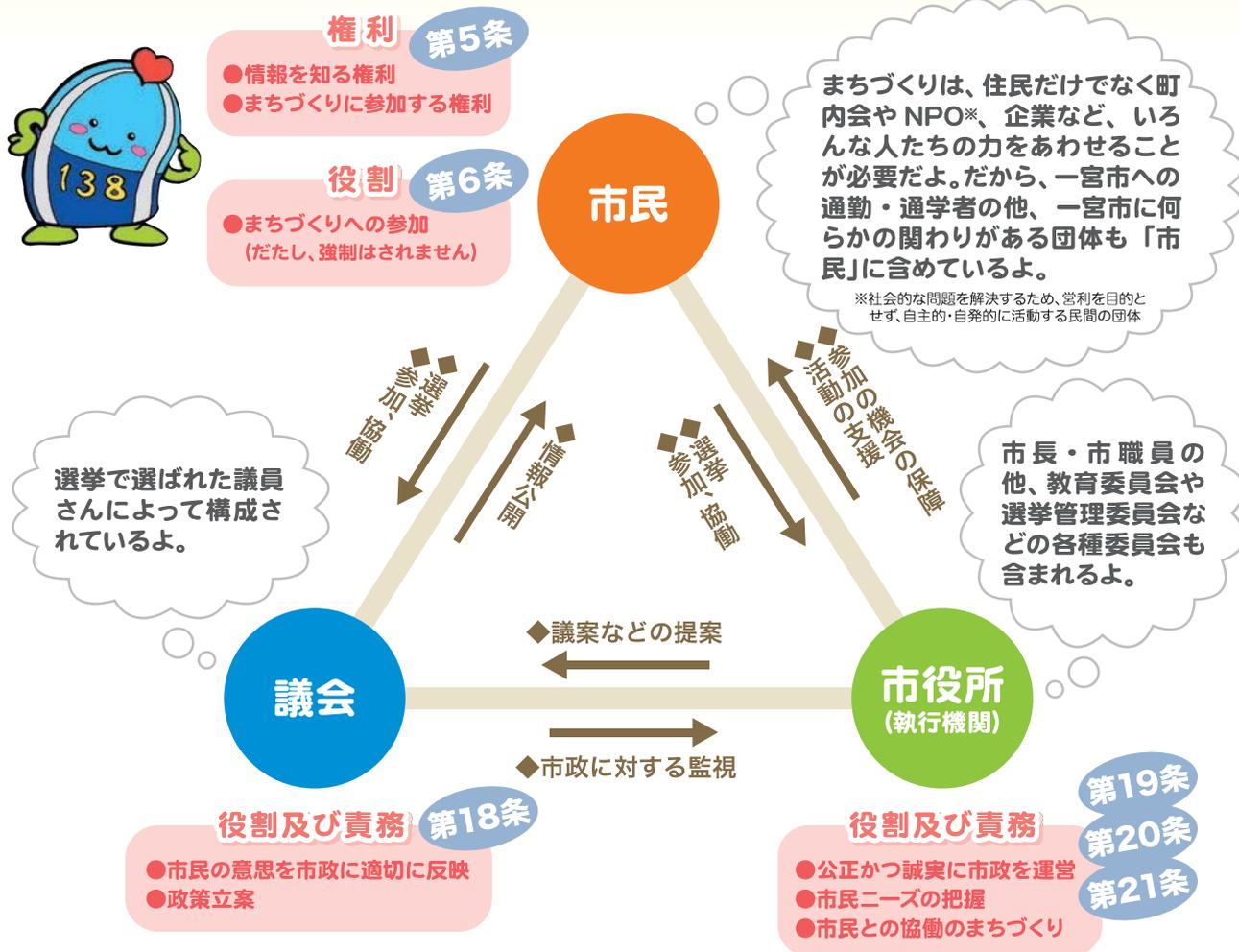
まちづくりは、みんながバラバラにやっているといいのでしょうか? 市民・議会・市役所が「協働」することでより大きな力が生まれるはず!

有効性

同じやるなら効果をより上げることが大切です。そのために「有効性」を意識しましょう。限られたお金や人手でより有効なまちづくりを!

第4条

●大まかにいうと、「みんなは何をするの？ 何ができるの？」



●大まかにいうと、「この条例の特徴」は？

市民参加で作りました

まず、公募市民の「考える会」が条例の基本的な考え方を提言にまとめ、次に、その提言をもとに、市民・議会・行政が一堂に会した「素案検討委員会」で条例素案を作りました。市民の思いがいっぱい詰まっています。



最も基本となるルールです 第2条

この条例は、一宮市のまちづくりに関する最も基本となるルールです。他の条例や規則、まちづくりに関する制度などは、この条例に合うような内容とします。



「です・ます調」です

この条例は、まちづくりの当事者である市民のみなさんに、読んで、活用していただくことに意味があります。そのため、誰もが分かりやすいように「です・ます調」の柔らかい文章となっています。



条例には何が書いてあるの？

●「市民主体のまちづくり」って？

情報共有

第7条

まちづくりの第一歩は情報を知ること。適正に管理、共有します。

市民の参加の機会の保障

第8条

事情により参加できない市民、関心が低い市民にも参加してもらえるような機会を設けます。

総合計画

第10条

市政運営の基本となる総合計画は市民参加で策定します。

市政に関する意見等の取扱い

第11条

市政に関する要望・苦情等は公正・迅速に処理します。

住民投票

第12条

市政に関する重要事項について、住民投票を実施できます。実施に当たっては、それぞれの事案に応じて、投票に必要なことを定めます。

協働によるまちづくり

第13条

市民・議会・行政が、それぞれの役割と責任のもと、お互いを尊重し、対等な立場でまちづくりに協力します。

地域活動団体

第14条

町内会・老人クラブ・子ども会などは、まちづくりに欠くことのできない存在です。

非営利活動団体

第15条

ボランティア団体やNPOなどは、まちづくりに欠くことのできない存在です。

地域活動団体等への支援

第16条

地域活動団体や非営利活動団体をみんなで支援します。

地域におけるまちづくり

第17条

地域の課題は、地域のことを最もよく知る住民自らが考え、行動することが有効です。「連区」単位でまちづくりを考え、実行します。

子どもの参加の機会の保障

第9条

子どもは、一宮市の将来を担う大切な宝です。子どもたちが、自らのまちに愛着を持ち、まちをよくしていこうと思ってもらえるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けます。



市民も自らガンバルよ！



●「市民のための議会」って？

議会の情報公開

議会のことをもっと知ってもらいます。



議会への市民参加

市民の意見を広く聴きます。



第18条

●「市民のための行政」って？

財政運営

健全財政を目指します。
財政状況を市民に分かりやすく説明します。



第22条

国等との連携

国や県、市町村、大学などと連携、協力してまちづくりを進めます。



第23条

●「実効性の確保」って？

この条例の遵守

みんながこの条例を守ります。



第24条

この条例の見直し

この条例を見直すときは、市民の意見を広く求めます。



第25条

要するに、まとめると？

- これからのまちづくりは、みんなでガンバルことが必要です。
- そのためのルールが自治基本条例です。
- 条例に書いてあることをみんなで理解・尊重しましょう。



ヨロシク
お願いします！

- 市民の皆さん、身近なことから始めましょう。できるとき、できる範囲でまちづくりに参加しましょう。(2ページの「みんなに身近なまちづくり」をご覧ください)

一宮市自治基本条例

前文

わたしたちのまち一宮市は、濃尾平野の中央部に位置し、木曽川をはじめとする豊かな自然に恵まれ、「尾張の国の『一の宮』」であった真清田神社門前町として、平安時代の昔から栄えてきました。そして、先人のたゆまぬ努力により、繊維のまちとしてより一層の発展を遂げ、尾張西部の中心的都市となっています。

この一宮市に住み、学び、働くわたしたちは、先人が築き上げてきた誇りある一宮市を受け継ぎ、さらに住みよいまちとするため、地域・年齢・性別などを問わず、力を合わせていくことが必要です。地域主権の進展や少子・高齢化の進行、公益的市民活動の活発化といった時代背景の中、市民・議会・執行機関の新たな協働関係を構築するとともに、市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負うということを基本理念とし、未来に向けた新しいまちづくりを推進しなければなりません。

わたしたちは、一宮市民憲章に掲げられた住みよい一宮市を実現するため、ここに、まちづくりの原則と仕組みを定める一宮市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げられたまちづくりの基本理念の通り、一宮市(以下「市」といいます。)におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び役割、議会及び執行機関の責務等を定め、市民が主体のまちづくりを推進し、もって市民が幸せに暮らせるまちを築くことを目的とします。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、最大限尊重されなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市の区域内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び執行機関が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。
- (5) 地域活動団体 市民のうち、地域で公共的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたものをいいます。
- (6) 非営利活動団体 市民のうち、自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせず活動するもの(地域活動団体を除きます。)をいいます。

(まちづくりの基本原則)

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則(まちづくりに関する情報を共有することを

いいます。)

(2) 参加の原則(市民がまちづくりに参加できるよう、その機会が多様に保障されることをいいます。)

(3) 協働の原則(協働によりまちづくりを推進していくことをいいます。)

(4) 有効性の原則(有効性の高いまちづくりを行うことをいいます。)

第2章 市民主体のまちづくり

(市民の権利)

第5条 市民は、市が保有する情報を知る権利を有しています。

2 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

(市民の役割)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

(情報共有)

第7条 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

2 市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。

(市民の参加の機会の保障)

第8条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

(子どもの参加の機会の保障)

第9条 市は、子どもころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

(総合計画)

第10条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。

3 市長は、総合計画の推進及びその進捗管理に当たっては、各事業の有効性に留意します。

(市政に関する意見等の取扱い)

第11条 執行機関は、市政に関する意見、要望及び苦情(以下「意見等」といいます。)を公正かつ迅速に処理します。この場合においては、事実関係の的確な把握に努めるとともに、利害の対立する事案については、中立的な立場で処理しなければなりません。

2 執行機関は、市政に関する意見等への対応に当たっては、市民の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき

事項、投票の手続、投票資格、成立要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

- 3 議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

(協働によるまちづくり)

第13条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

- 2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

(地域活動団体)

第14条 地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

- 2 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。

- 3 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。

- 4 地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

(非営利活動団体)

第15条 非営利活動団体は、自主的に公共的活動を行う、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

- 2 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の非営利活動団体等との連携を図りながら、課題の解決に努めるものとします。

- 3 非営利活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりに関与しているという意識を持ち、市民が参加しやすいように活動を行います。

(地域活動団体等への支援)

第16条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。

(地域におけるまちづくり)

第17条 市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、連区(地域の合意による複数の町内会で形成された区域をいいます。)単位でまちづくりを進めるための施策を講じます。

第3章 市民のための議会

(議会の役割及び責務)

第18条 議会は、選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めます。

- 2 議会は、市政の適正な推進に資するため、監視機能及び政策立案機能を果たします。

- 3 議会は、より開かれた議会を実現するため、議会の情報公開及び議会への市民参加の推進に努めます。

第4章 市民のための行政

(市長の役割及び責務)

第19条 市長は、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営します。

(執行機関の役割及び責務)

第20条 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市民のニーズの的確な把握に努めます。

- 2 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるとともに、職員の職務能力の向上を図るよう努めます。

(職員の役割及び責務)

第21条 職員は、市民との協働によりまちづくりを進めます。

- 2 職員は、市民全体のために働くことを自覚し、市民の福祉の増進を図るため、質の高い行政サービスを提供します。

- 3 職員は、自らの職務能力向上のため、必要な知識、技能等の習得及び向上に努めます。

(財政運営)

第22条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げることを財政運営の柱とする、持続可能な健全財政の確立を図ります。

- 2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表し、かつ、説明します。

(国等との連携)

第23条 市は、共通する課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関と相互に連携し、協力するよう努めます。

第5章 実効性の確保

(この条例の遵守等)

第24条 市民及び市は、この条例を遵守し、まちづくりを進めなければなりません。

- 2 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例の運用状況等を調査し、公表するとともに、市民との協働によりその改善に努めます。

(この条例の見直し)

第25条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になったときは、市民の意見を広く求めるよう努めます。

付 則

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行します。
- 2 議会及び執行機関は、この条例の施行の際、現に存する条例、規則その他のまちづくりに関する諸制度について、第2条に定めるこの条例の位置付けに鑑み、必要な検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとします。

条例制定過程や条例解説など、詳しい情報は市ホームページ(<http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/division/kikakuseisaku/index.html>)でご覧いただけます。

わかりやすい出前講座もやってるよ!
こちらも、詳しくは市ホームページで。



【お問合せ先】

一宮市 企画部 企画政策課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

Tel. 0586-28-8952(ダイヤルイン)

Fax.0586-73-9128

E-mail kikakuseisaku@city.ichinomiya.lg.jp

岩倉市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 市政の主体（第5条～第9条）

第3章 協働の仕組み（第10条～第13条）

第4章 市政の運営（第14条～第24条）

第5章 条例の実効性の確保（第25条）

附則

わたしたちのまち岩倉は、まちの中央を流れる五条川とその桜並木、また郊外に広がる農地をはじめとして、身近な自然が感じられるまちです。

由来、人々は、縄文の時代からこの地で生活を営み、活気ある歴史や文化をつくりあげてきました。

わたしたちは、それらの自然や文化を享受し、交通の利便性が高くコンパクトな生活都市の利点が活かされたこのまちを愛しています。

今日、地方分権や少子高齢化の時代を迎えて、直面する様々な地域課題を解決していくため、岩倉らしい自治のあり方の確立が求められています。

そのために、市民は役割と責任を自覚し、議会と執行機関は市民からの信託に応え、ともに協働のまちづくりを進めていかなければなりません。

未来、幸せな地域社会が築かれているためには、何を守り、何を育み、何を創造していかなければならないのでしょうか。

わたしたちは、小さなまちから大きな夢を抱きながら、自治の普遍的な基本原則を分かち合うため、ここに岩倉市自治基本条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、岩倉市における自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的とします。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとします。

2 議会及び執行機関は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 市民、議会及び執行機関によって構成され、それぞれの役割と責務の下、総合的に行政を行う地方自治体をいいます。
- (4) 市政 市が行う政治及び行政をいいます。
- (5) 協働 市民、議会及び執行機関が、主体的・自発的に共通の目的を達成するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することです。
- (6) まちづくり 市民が幸せに暮らしていけるよう、魅力的なまちにしていくための活動及び事業をいいます。
- (7) 地域団体 行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会など、地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織をいいます。
- (8) 市民活動団体 特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ非営利団体をいいます。
- (9) 市民自治活動 市民が自主的に行うまちづくりのための多様な公益的活動をいいます。

(自治の基本原則)

第4条 岩倉市における自治の基本となる原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民主体の原則 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性、能力等を発揮し、自覚と責任を持って市民主体のまちづくりを推進します。
- (2) 情報共有の原則 市民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。
- (3) 協働の原則 市民、議会及び執行機関は、協働してまちづくりを推

進めます。

(4) 信頼の原則 市民、議会及び執行機関は、互いに尊重し合い、常に信頼関係を築くための努力をします。

(5) 信託による市政の原則 議会及び執行機関は、市民の意思を尊重し、市民からの信託に基づき市政を行います。

第2章 市政の主体

(市民の権利)

第5条 市民は、市政及びまちづくりに等しく参加する権利を有します。

2 市民は、議会及び執行機関が保有する情報について知る権利を有します。

3 市民は、議会及び執行機関が提供するサービス（以下「行政サービス」といいます。）を等しく受けることができます。

(市民の役割と責務)

第6条 市民は、自治の担い手であることを自覚し、互いを尊重し、協力して、まちづくりを推進するよう努めるものとします。

2 市民は、市政及びまちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持ち、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮するものとします。

3 市民は、行政サービスその他行政の執行に対して応分の負担をするものとします。

(議会及び議員の役割と責務)

第7条 議会は、市民の信託を受けた議員によって構成される唯一の議決機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、より良い市民生活、市民福祉及び市政の発展をめざして、政策を立案する機能及び執行機関を監視する機能を十分に発揮するよう努めなければなりません。

2 議員は、選挙で選ばれた市民の代表としての自覚と責任の下、絶え間ない自己研鑽により資質能力の向上に努め、市民からの信託に応える公平・公正・透明な開かれた議会運営に努めなければなりません。

3 その他、議会及び議員の基本理念及び基本的事項については、別に条例で定めるものとします。

(市長の役割と責務)

第8条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

2 市長は、第4条に規定する自治の基本原則に基づき、まちづくりを推進し、市民からの信託に応えなければなりません。

3 市長は、市民の夢を育て、実現する存在でなければなりません。

(職員の役割と責務)

第9条 職員は、市民のために、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、市民の意見の把握及び情報収集に努めるとともに、積極的に協働のまちづくりを推進しなければなりません。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

第3章 協働の仕組み

(市民参加と協働)

第10条 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとしします。

2 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとしします。

3 市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるものとしします。

4 前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとしします。

(市民自治活動)

第11条 市民は、それぞれの地域における地域団体による活動を通じて、市民自治活動の推進に努めるものとしします。

2 市民は、市民活動団体による活動を通じ、それぞれの役割の下で、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めるものとしします。

3 市民は、自治の担い手であることを自覚するとともに、地域団体及び市民活動団体の役割を認識し、これらを守り育てることに努めるものとしします。

4 市民と議会及び執行機関は、市民が第1項及び第2項の活動を通じて

地域課題を解決しようとする場合には、互いに補完し合うものとしします。

5 地域団体及び市民活動団体は、市民自治活動を推進するために、団体相互の連携及び協働に努めるものとしします。

6 議会及び執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとしします。

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとしします。

3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(市外の人々、国等との連携)

第13条 市民は、まちづくりを推進するため、市外の人々及び市民活動団体等と広く交流し、連携するよう努めるものとしします。

2 議会及び執行機関は、共通するまちづくりの課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関等、市外の市民活動団体等と相互に連携するよう努めるものとしします。

第4章 市政の運営

(執行機関の組織)

第14条 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとしします。

2 執行機関の組織は、分かりやすく、機能的かつ効率的でなければなりません。

3 執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。

4 執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。

(市民本位の市政運営)

第15条 執行機関は、市民の意向を的確にとらえ、市民本位の市政運営に努めなければなりません。

2 執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては、誠実

かつ迅速に対応するものとしします。

(計画的な市政運営)

第16条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定するものとしします。

2 市長は、総合計画における基本構想及び基本計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障するものとしします。

3 市長は、総合計画における基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長が認めた計画等については、議会の議決を経なければなりません。

(情報公開と個人情報の適切な取扱い)

第17条 議会及び執行機関が保有する情報は、市民との共有物であって、積極的かつ分かりやすいかたちで公開に努めるものとしします。

2 議会及び執行機関は、その保有する個人情報を適正に管理し、個人の権利及び利益を保護しなければなりません。

3 情報公開及び個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとしします。

(行政手続)

第18条 執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために、処分、行政指導及び届出に関する手続（以下「行政手続」といいます。）を適切に行わなければなりません。

2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとしします。

(法体系の構築等)

第19条 議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。

2 市長は、次に定める条例について、制定又は改廃しようとするときは、その趣旨を公表するよう努めなければなりません。

(1) 基本的な制度を定める条例

(2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例

(3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例

(法令等の遵守及び公益的通報)

第20条 執行機関は、市政の適正な運営のため、法令及び条例等を遵守しなければなりません。

2 執行機関は、市の事務事業に関する法令違反等についての内部の職員からの通報（以下「公益的通報」といいます。）を適切に処理する仕組みを整備するよう努めなければなりません。

3 執行機関は、公益的通報を行った職員に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

4 公益的通報に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
（財政運営等）

第21条 市長は、総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。

2 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、分かりやすく説明しなければなりません。

3 市長は、市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければなりません。

（行政評価）

第22条 執行機関は、実施した施策及び事業について、その効果、効率、目標達成度等を評価し、行政資源の効果的かつ効率的な配分に役立てるため、行政評価を実施しなければなりません。

2 執行機関は、前項の行政評価の結果を公表しなければなりません。

（危機管理及び災害等緊急時の対応）

第23条 市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう、災害等に対する意識を高め、自主的な防災に努めるものとします。

2 市は、災害等の緊急時には、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行うものとします。

3 執行機関は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するため、必要な計画を策定するとともに、継続的に団体間の連携、人材の養成等に努め、危機管理体制を確立するものとします。

（地域資源の継承）

第24条 市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。

せん。

- 2 市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。

第5章 条例の実効性の確保

(実効性の確保)

第25条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

- 2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

- 3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

- 4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

7. 大口町まちづくり基本条例

○大口町まちづくり基本条例

平成21年6月22日
条例第13号

目次

前文

- 第1章 共通の原則(第1条・第2条)
- 第2章 基本理念(第3条～第5条)
- 第3章 役割と責務(第6条～第8条)
- 第4章 地域自治組織(第9条～第11条)
- 第5章 参加と協働の約束に基づく制度(第12条～第17条)
- 第6章 住民投票制度(第18条～第27条)
- 第7章 その他の事項(第28条・第29条)

附則

春、若草に立ち昇る陽炎、咲き誇る五条桜、きらめく水の光

夏、緑豊かな田園風景、躍動する無数の命、漲る活力

秋、黄金色の稲穂の波、自然の恵みの実り、豊穰の喜び、祭りの音

冬、寒さの中で絶えることない産業の響き、人々の活動

凍てつく天を指す、春に備えて萌芽を秘めた木々の梢

私たちは、恵まれた自然を活かし、英知と努力によって、歴史と活力のあるまち「おおぐち」を築いてきました。しかし、戦後60年が経過し、少子高齢化や環境問題など暮らしを取りまく社会経済環境は急激に変化しています。そして、地方分権の進展で私たち一人ひとりが地域の課題から眼をそらさず、自らの責任で考え、決め、行動する住民自治の時代が来ています。

幸いにも、私たちのまち「おおぐち」は、「住民の参画と参加のまちづくり」を目標に掲げ、多くの取組を重ねて、住民、NPO及び企業が協働し、それぞれが活躍する自主と活気に溢れるまちとなっています。

私たちは、まちづくりの主体として、この成果をさらに発展させるとともに、自らの役割と責任を自覚し、一人ひとりの「自立の精神」を大切にしながら、互いに思いやりのある優しい気持ちで見守り支え合う「共助の精神」をみんなで共有します。

私たちは、明るい希望に満ちた明日を拓くため、住民が地方自治の主権者であることを明らかにし、まちづくりの基本規範として、「大口町まちづくり基本条例」を制定します。

第1章 共通の原則

(条例の目的)

第1条 [この条例](#)は、参加と協働のまちづくりの基本理念、まちづくりの中心となる住民、まちづくりの担い手と地域自治組織の役割や議会と町の執行機関の責務を定め、参加と協働のまちづくりを推進することにより、大口町の発展と住民福祉の向上を目指すことを目的とします。

(用語の意味)

第2条 [この条例](#)で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

(1) 「住民」とは、次の三つの者をいいます。

- ア 大口町内に居住する個人
- イ 大口町内で営利を目的としない活動を継続的に行う住民団体
- ウ 大口町内で公益、非営利又は営利を目的に活動している事業所

(2) 「まちづくりの担い手」とは、次の三つの者をいいます。

- ア 住民や地域自治組織
- イ 大口町外から大口町に通勤又は通学している個人
- ウ 大口町のまちづくりに関わる大口町外に居住する個人

(3) 「地域自治組織」とは、[第9条](#)に定めるものをいいます。

(4) 「町の執行機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。また、これらを補助する職員を執行機関に含めます。

(5) 「参加」とは、町の執行機関が行う政策の形成や実施とその評価に、住民又はまちづくりの担い手が意見、提案等を行うことにより意思表示することをいいます。

(6) 「協働」とは、次の二つのことをいいます。

ア まちづくりの担い手が、営利を目的とせず公共の課題を解決するため、相互に連携や協力をすること。

イ まちづくりの担い手と町の執行機関が、共通の課題を解決するため、相互に尊重しあい、それぞれの知恵と工夫を活かしながら、平等な立場で連携や協力を行うこと(この後、「町の執行機関との協働」といいます。)

(7) 「まちづくり」とは、大口町を活性化するため、地域社会が抱えている課題を解決する取組や地域社会の価値を創造するための取組をいいます。

(8) 「総合計画」とは、大口町の最上位計画であり、大口町の目指すべき将来像を示した構想とそれを具体化するための計画からなるものをいいます。

第2章 基本理念

(まちづくりの基本的な考え)

第3条 地方自治における主権は住民にあり、地方自治は住民の意思と責任で営まなければならない。

2 地方自治における住民主権は、住民が地域社会の在り方に深い関心を持ち、積極的にその意思を表明し、参加と協働の一翼を担うことで実現されます。

3 住民に最も身近な組織である地域自治組織が、その地域の課題解決に自ら取り組むことにより地域自治が実現され、さらに住民主権の地方自治を確かなものとしします。

4 住民主権の地方自治を実現するためには、議会と町の執行機関の、その実現を目指す強い意思が必要となります。

5 住民、地域自治組織その他の様々なまちづくりの担い手、そして議会や町の執行機関は、それぞれが持つ役割と責務を理解し、一体となって参加と協働のまちづくりを進めます。

(参加と協働の基本的な約束)

第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

(1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。

(2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けません。

(3) 子ども(満20歳未満の個人をいいます。)も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。

(4) 議会と町の執行機関は、まちづくりの担い手が参加と協働を進めることができるよう努めなければならない。

(5) 町の執行機関は、まちづくりの担い手の自主的な活動が促進されるよう必要な連絡、調整等に努め、互いに平等な関係を実現しなければならない。

(6) まちづくりの担い手は、町の執行機関が保有する情報について、正確な内容により積極的に公開を受ける権利が認められています。

(7) まちづくりの担い手は、町の執行機関と協働で行う事業に関して説明をする機会、参加の機会や事業の成果に関して報告する機会が認められます。

(参加と協働の効果)

第5条 参加と協働は、次のようなまちづくりを実現します。

(1) まちづくりの担い手が持つ知恵や工夫がまちづくりに活かされます。

(2) まちづくりの担い手が得意とする分野と町の執行機関が得意とする分野を活かしあうことにより、無駄なく効果的な課題解決が図られます。

(3) 多様なまちづくりの担い手により、様々な状況に応じてきめ細かな活動や援助を提供することができます。

(4) 地域自治組織が地域自治を担うことにより、その地域に根差した課題を効果的に解決することができます。

(5) 町の執行機関が、まちづくりの担い手に対し説明責任を果たすことで、互いの信頼関係を築くことができます。

第3章 役割と責務

(まちづくりの担い手等の役割)

第6条 まちづくりの担い手は、参加と協働のまちづくりの取組において、責任ある発言と行動に努めます。

2 まちづくりの担い手は、町の執行機関との協働で事業を実施しようとするときは、事業を実施する理由、目的等を公表し、事業の実施に当たってはその継続と改善に努めます。

3 住民は、地域自治組織における自らの役割を踏まえ、積極的に地域自治組織で活動するよう努めます。

(議会の責務)

第7条 議会は、この条例の目的と基本理念を尊重し、住民を代表する意思決定機関としての自覚を持って説明責任を果たし、住民に開かれた議会運営に努めなければなりません。

(町の執行機関の責務)

第8条 町の執行機関は、この条例の目的と基本理念を理解し、責任を持って行政を推進しなければなりません。

2 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりを進めるために必要な環境整備と基盤整備に努めなければなりません。

3 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりの意味を理解し、意識改革や技能の向上を図らなければなりません。

4 町の執行機関は、政策を実施する責任やその結果に対する責任を負うとともに、それらを住民又はまちづくりの担い手に説明する責任を負います。

5 町の執行機関は、住民又はまちづくりの担い手の意見を政策に反映するとともに、政策の実施に参加できるよう努めなければなりません。

6 町の執行機関は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、議会の議決を経て、総合計画を定めるものとします。

7 法令又は条例に規定する計画、経営計画、その他町政運営にかかわる個別の計画を策定しようとするときは、総合計画との整合に配慮し、体系化に努め、計画相互間の連動が図られるようにするものとします。

第4章 地域自治組織

(地域自治組織の定義)

第9条 地域自治組織は、地域のつながりを基礎にした住民にとって身近な公共的組織であり、「自立と共助の精神」を持って地域共通の課題解決に努め、住民のより良い暮らしの実現を目指し活動する組織です。

2 地域自治組織は、住民が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、おおむね小学校区を単位とした区域で設立された次に掲げる組織をいいます。

(1) 大口町南地域自治組織(平成25年12月8日設立)

(2) 大口町北地域自治組織(平成25年7月7日設立)

(3) 大口町中地域自治組織(平成25年7月28日設立)

(地域自治組織の役割)

第10条 地域自治組織は、自ら解決できる地域の課題については、自らが考え決定し主体的に取り組むものとします。

2 地域自治組織は、自らが解決できない地域の課題については、町の執行機関やその他のまちづくりの担い手と連携し、その解決を図るものとします。

(地域自治組織と町の執行機関の関係)

第11条 町の執行機関は、地域自治組織が地域自治を担うために必要となる組織や制度の整備について、地域自治組織と話し合い取り組みます。

2 町の執行機関は、地域自治組織の自立性と自主性を尊重し、地域自治を実現するために必要な権限と財源を地域自治組織に委ねるものとします。

第5章 参加と協働の約束に基づく制度

(まちづくり提案会議)

第12条 住民の連署により大口町全体を対象とする政策の提案があったときには、「公平」「発展」「安全」「共生」「協働」の実現を基準として、政策の提案者と町の執行機関がその提案の必要性、実現の可能性等について共同で検討します(この後、この手続きを「まちづくり提

案会議」といいます。)。ただし、次の事項はまちづくり提案会議の対象となる事項から除きます。

- (1) 町の執行機関の権限でない事項
- (2) 議会や町の執行機関の人事に関する事項
- (3) 既にまちづくり提案会議で検討の対象とした事項や規則の定めるところにより、まちづくり提案会議において検討することが適さないと判断され、その旨を公表した事項で、再度検討を行うことを要しないと認められる事項
- (4) [第1号](#)から[第3号](#)に定めるもののほか、まちづくり提案会議の対象とすることが適当でないと認められる事項
(政策検討会議)

第13条 町の執行機関は、住民の生活や活動とまちづくりの担い手の活動に大きく影響を及ぼすことが考えられる政策の実施に当たっては、事前にその政策の目的、目標、方法その他必要な情報を、住民又はまちづくりの担い手に説明し、意見や提案を受けるものとします(この後、この手続きを「政策検討会議」といいます。)

2 町の執行機関は、次のことを公表するものとします。ただし、[大口町情報公開条例\(平成11年大口町条例第28号。この後「情報公開条例」といいます。\)](#)[第7条各号](#)の情報に当たるものについては、公表しないものとします。

- (1) 意見や提案を受けようとする計画、条例、制度等の案やこれらに関連する資料
- (2) 政策検討会議に参加できる者の資格
- (3) 政策検討会議を開催する日時と場所
(意見公募手続)

第14条 重要な計画や条例を策定し、又は変更するときは、事前に町の執行機関は次のことを公表して、住民又はまちづくりの担い手の意見や提案を受けるものとします(この後、この手続きを「意見公募手続」といいます。)

- (1) 意見や提案を受けようとする計画、条例、制度等の案やこれらに関連する資料
- (2) 意見や提案を行うことができるものの範囲
- (3) 意見や提案の提出先と提出の方法
- (4) 意見や提案の提出期間
(制度の選択)

第15条 町の執行機関は、政策検討会議又は意見公募手続のどちらかの方法を選択できるものとします。

(出前対話)

第16条 まちづくりの担い手から町の政策について、説明の要望があるときは、町の執行機関はその説明を行い、又はまちづくりの担い手との意見交換を行うものとします(この後、この手続きを「出前対話」といいます。)

(地域懇談会)

第17条 町長は、毎年4月から翌年の3月までの間に一回以上小学校区ごとに、議会、地域自治組織その他の様々なまちづくりの担い手とともに、大口町のまちづくりについて意見交換を行うものとします(この後、この手続きを「地域懇談会」といいます。)

第6章 住民投票制度

(住民投票にかけることができる重要事項)

第18条 住民投票にかけることができる町政運営上の重要事項(この後、「重要事項」といいます。))は、現在又は将来の住民主権の地方自治又は住民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものとします。ただし、次の事項は住民投票にかけることができる事項から除きます。

- (1) 町の執行機関の権限でない事項
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の住民又は地域に係る事項
- (4) 議会や町の執行機関の組織、人事又は財務に関する事項
- (5) [第1号](#)から[第4号](#)に定めるもののほか、住民投票にかけることが適当でないと認められる事項

大口町まちづくり基本条例

(住民投票の投票権がある者)

第19条 住民投票の投票権がある者(この後、「投票資格者」といいます。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。この後、「公職選挙法」といいます。)第22条の選挙人名簿に登録されている者とし、ただし、選挙人名簿に登録されている者であっても、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条の規定により転出の届出をしたものは、投票資格者からは除きます。

(住民からの請求による住民投票)

第20条 投票資格者は、[前条](#)の投票資格者の総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができます。

2 町長は、[前項](#)の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

(住民投票の形式)

第21条 [前条第1項](#)に規定する請求による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければなりません。

(住民投票の実施)

第22条 町長は、[第20条](#)の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を[大口町公告式条例](#)(昭和25年大口村条例第3号)第4条に基づき告示しなければなりません。

2 町長は、[前項](#)の規定による告示の日から数えて90日以内に投票日を定め、住民投票を実施するものとし、

(住民投票の成立要件等)

第23条 住民投票は、一つの住民投票を行った事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとし、この場合においては、開票作業その他の作業は行わないものとし、

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとし、

(投票結果等の告示及び通知)

第24条 町長は、[前条](#)の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、[第20条第1項](#)の代表者及び議会の議長にこれを通知しなければなりません。

(請求の制限期間)

第25条 [この条例](#)による住民投票が実施された場合([第23条第1項](#)の規定により住民投票が成立しなかった場合を含みます。)には、その投票結果の告示の日から3年間は、同一の事項又はその事項と同じ趣旨の事項について、[第20条第1項](#)の規定による請求を行うことができません。

(投票結果の尊重)

第26条 住民、議会と町の執行機関は、住民投票の投票結果を尊重しなければなりません。

(投票及び開票)

第27条 [前条](#)までに定めるもののほか、住民投票の投票や開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)や公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)と[大口町公職選挙管理規程\(昭和42年選管規程第1号\)](#)の例によるものとし、

第7章 その他の事項

(条例の見直し)

第28条 議会と町の執行機関は、地方自治における住民主権を実現するため、[この条例](#)が常に社会や大口町の状況に合った内容になるよう努めなければなりません。

2 [前項](#)の目的を達成するため、[この条例](#)の内容については、平成22年4月1日から数えて4年ごとに見直しを行うものとし、

3 [前項](#)の規定は、[この条例](#)の4年未満における見直しを妨げるものではありません。

(規則に任せる事項)

第29条 [第12条](#)から[第14条](#)までと[第16条](#)と[第17条](#)に定める参加と協働の約束に基づく制度と[第6章](#)に定める住民投票制度については、[この条例](#)に定めるもののほか規則で定めるものとし、

附 則

1 [この条例](#)は、公布の日から施行します。ただし、[第5章](#)、[第6章](#)と[第29条](#)の規定は、平成22年4月1日から施行します。

2 町の執行機関は、次の事項について地域自治組織と話し合うための組織の設置を検討するも

のとします。

- (1) [第9条第2項](#)の地域自治組織の区域の新たな設定に関する事項
- (2) [第11条第1項](#)の地域自治組織の組織や制度の整備に関する事項
- (3) [第11条第2項](#)の権限と財源を地域自治組織に委ねることに関する事項

附 則(平成25年9月30日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

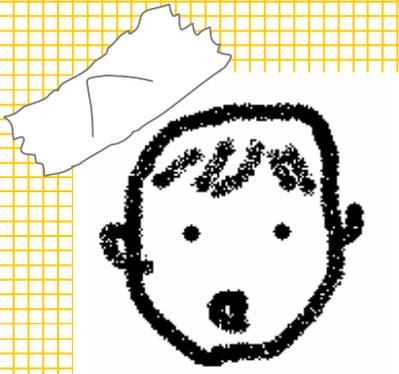
附 則(平成26年10月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

8. 高浜市自治基本条例



このまちって、いいところ
いっぱいじゃんって
言われたいんだ。



自分のことをやったら、
あとはだれかを手伝うね。
みんなでやればできるんだら。



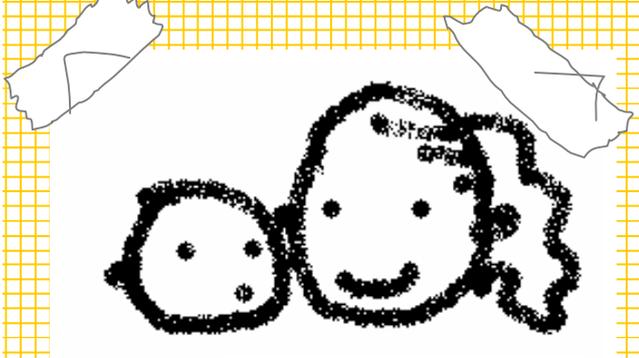
高浜で大きくなりたいです。
ずっとみんなといたいから。



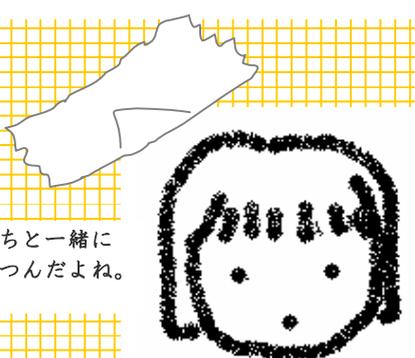
今の社会、情報の共有って
絶対に必要だと思うよ。

**平成23年
4月1日
スタート!!**

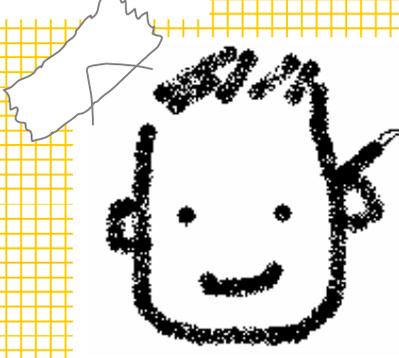
**自治基本条例
を
つくりました**



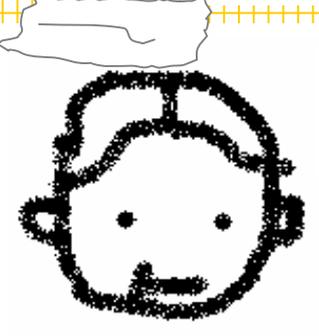
子どもたちの未来のために、いま
出来ることがあればやりたいの。
みんなそんな気持ちだよ。



わたしたちと一緒に
まちも育つんだよね。



仕事も忙しいけど
まちのことも
すごく気になっどる
だよ。



なにしろ、
だいじなのは
おたがいさまって
ことだわ。



子どもだって、
いいこと
たくさん
考えてるもん。



平成22年12月
高浜市

自治基本条例ってなに？なぜ必要なの？

自治基本条例とは、「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちでつくっていく」「決めたことに責任を持つ」という地方分権の趣旨を踏まえ、まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を定めるルールです。

地方分権の進展に伴って、「地方自治法」の改正など、国の法律上のしぼりがなくなる方向にあります。地域の実情に即した個性豊かな自治が必要になる中で、自治基本条例が注目されるようになり、今では全国の1割以上の市町村で制定されています。

高浜市ではこれまで、市民が主役のまちづくりを進めていくために、様々な市独自の自治の仕組み・制度をつくり、運用してきましたが、それらをきちんと継続していくためには、議会の承認が必要な「条例」というルールにまとめることが重要だと考え、策定作業に取り組んできました。

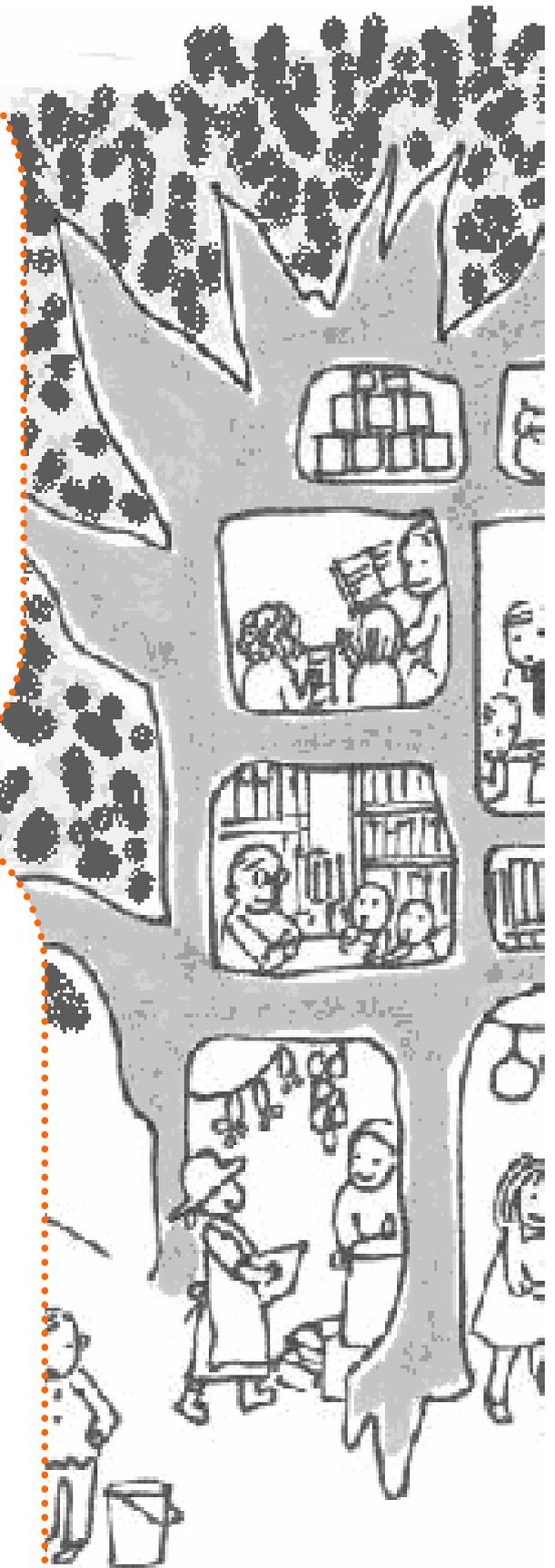
どんな想いをこめてつくられたの？

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、“高浜市らしさ”を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例を制定しました。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために……。



高浜市自治基本条例の構成

前文		
第1章 総則		
【第1条】目的	【第2条】用語	【第3条】条例の位置付け
第2章 まちづくりの基本原則【第4条】		
(1) 参画の原則	(2) 協働の原則	(3) 情報共有の原則

第3章 まちづくりの担い手		
第1節 市民	第2節 議会	第3節 行政
【第5条】市民の権利 【第6条】子どものまちづくりに参加する権利 【第7条】市民の役割と責務 【第8条】事業者の役割と責務	【第9条】議会の役割と責務 【第10条】議員の役割と責務	【第11条】市長の役割と責務 【第12条】職員の役割と責務
第4章 参画と協働 【第13条】参画機会の保障 【第14条】住民投票 【第15条】協働の推進	第5章 地域自治 【第16条】地域内分権の推進 【第17条】まちづくり協議会 【第18条】地域計画 【第19条】活動の育成と支援	第6章 市政運営 【第20条】市政運営の基本原則 【第21条】総合計画の策定等 【第22条】危機管理 【第23条】他の自治体等との連携と協力

第7章 条例の検証と見直し 【第24条】条例の検証と見直し

高浜市自治基本条例の策定にあたって

「高浜市がこんなまちになったらいいな!」「高浜市をこんなまちにしていきたい!」そんな想いを持った市民と市職員 148 名が集結し、平成 21 年 12 月 2 日に「高浜市の未来を描く市民会議」が誕生。自治基本条例と第 6 次総合計画の素案づくりがスタートしました。自治基本条例分科会では「自治基本条例ってなんだろう」という勉強から始まり、全国の自治基本条例の調査、ワークショップなど、熱い討議を繰り広げ「高浜市自治基本条例【案】」をまとめました。また、策定段階から、市民の皆さんへの PR を積極的に行っていくと分科会メンバーが「自治基本条例広め隊」を結成。まちづくり車座談議など、地域へ出向いて条例素案の説明等を行いました。その後、パブリックコメントで出た意見等を踏まえ、条例案をまとめ上げました。そして、平成 22 年 12 月高浜市議会定例会において、「高浜市自治基本条例」が可決、制定されました。

<策定経過>

- 第1回 2月10日(水) 自治基本条例ってなんだろう?
- 第2回 3月12日(金) 条例の全体像を考えよう① -グループワーク-
- 第3回 4月1日(木) 条例の全体像を考えよう② -グループワーク-
- 第4回 4月7日(水) 「条例を広めよう作戦」を立てよう
- 第5回 4月26日(月) 条例の全体像を考えよう③
- 第6回 5月17日(月) 条例案を考えよう①
- 第7回 6月2日(水) 条例案を考えよう② -地域自治を中心に-
- 第8回 6月10日(木) 条例案を考えよう③ -地域自治以外を中心に-
- 第9回 6月23日(水) 条例案を考えよう④&基本計画案を考えよう
- 第10回 7月22日(木) 条例の解説文を考えよう①
- 第11回 7月26日(月) 条例の解説文を考えよう②
- 第12回 7月29日(木) 条例の解説文を考えよう③
- 第13回 8月10日(火) 条例を広めていこう
- ～まちづくり車座談議、出前トーク、パブリックコメント～
- 第14回 10月18日(月) 素案に対する意見対応について検討しよう①
- 第15回 10月22日(金) 素案に対する意見対応について検討しよう②



高浜市自治基本条例

— 前文 —

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育ててきました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

— 第1章 総則 —

(目的)

第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1)市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。
- (2)行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(これらの機関の補助職員を含みます。)をいいます。
- (3)まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。

- (4)参画 政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

- 2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

— 第2章 まちづくりの基本原則 —

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

- (1)参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。
- (2)協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。
- (3)情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

— 第3章 まちづくりの担い手 —

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

- 2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。

- 3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

- 2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

第2節 議会

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。

2 議会は、政策論議及び立法活動の充実に努めます。

3 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項について、別に条例で定めます。

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。

第3節 行政

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

(職員の役割と責務)

第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

— 第4章 参画と協働 —

(参画機会の保障)

第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

(住民投票)

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

(協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

— 第5章 地域自治 —

(地域内分権の推進)

第16条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

(地域計画)

第18条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

2 行政は、市政運営に当たり、地域計画を尊重します。

(活動の育成と支援)

- 第 19 条 市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。
- 2 市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。
- 3 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基礎的なコミュニティ団体、その他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

— 第6章 市政運営 —

(市政運営の基本原則)

- 第 20 条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。
- (1)法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。
- (2)情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。
- (3)個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。
- (4)説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。
- (5)財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。
- (総合計画の策定等)

- 第 21 条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。
- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。
- 3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。
- 4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

(危機管理)

- 第 22 条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。
- 2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。
- (他の自治体等との連携と協力)
- 第 23 条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

— 第7章 条例の検証と見直し —

(条例の検証と見直し)

- 第 24 条 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。
- 2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

【発行】

高浜市役所地域協働部地域政策グループ
〒444-1398 高浜市青木町四丁目 1 番地 2
電 話 0566-52-1111 (内線 352)
ファクス 0566-52-1110
E メール seisaku@city.takahama.lg.jp

詳しい内容は高浜市
公式ホームページにて
ご覧いただけます。

<http://www.city.takahama.lg.jp>

トップページの「高浜市の
未来を描く市民会議」を
クリック!



○伊賀市自治基本条例

平成16年12月24日条例第293号

改正

平成24年7月4日条例第30号

伊賀市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 情報の共有(第6条—第11条の2)

第3章 市民の参加

第1節 市民参加の権利と責務(第12条—第14条)

第2節 市民参加の制度保障(第15条—第18条)

第3節 市民投票(第19条・第20条)

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治(第21条—第23条)

第2節 住民自治協議会(第24条—第28条)

第3節 地域振興委員会(第29条—第32条)

第4節 住民自治地区連合会(第33条—第35条)

第5節 住民自治活動を補完する機構(第36条・第37条)

第5章 議会の役割と責務(第38条—第41条)

第6章 行政の役割と責務

第1節 行政の責務(第42条—第45条)

第2節 行政運営の方針(第46条—第50条)

第3節 財務(第51条—第55条)

第4節 評価(第56条・第57条)

第7章 条例の見直し(第58条)

附則

伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのまとまった圏域を形成してきました。隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々により独自の文化や産業が築かれてきました。また、近年では、日本の中央部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結節融合する畿央地域としての特徴も有しています。

これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には“惣”^{そう}という村落の自治運営組織が存在し、その連合体として“伊賀の国”が形成されていました。

また、近年では、地方分権の流れや市町村合併を契機として、自分たちの地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現が重要視され、伊賀市にとって欠かせないものとなっています。

こうした背景のもと、伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である“ひとが輝く 地域が輝く”自立したまちの実現を確実なものとするため、自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民、市及び市議会のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市の行政事務を管理執行する機関をいう。
- (3) 市議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいう。
- (4) 協働 市民、市、市議会及び各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。

(5) 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。
- (2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。
- (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。

(自治の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。

- (1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。
- (2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。
- (3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。
- (4) まちづくりは、まず市民自らが行き、さらに地域や市が補完して行う。
- (5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。
- (6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。

(この条例の位置付け・体系化)

第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。

2 市は、この条例の定める内容に則して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。

第2章 情報の共有

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、まちづくりに関する必要な情報を共有するものとする。

(市の責務)

第7条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。

2 市は、市民が容易に情報を得られるよう、情報提供の充実に努めなければならない。

3 市は、[伊賀市情報公開条例](#)(平成16年伊賀市条例第15号)に定めるところにより、その有する情報を原則として公開しなければならない。

(市民の知る権利)

第8条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の公開を請求し、取得する権利を有する。

(出資法人等の情報公開)

第9条 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(情報の収集及び管理)

第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。

2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報保護)

第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に関することは、別に定める。

(意思決定過程の情報共有)

第11条の2 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

第3章 市民の参加

第1節 市民参加の権利と責務

(まちづくりに参加する権利)

第12条 市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。

2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。

(まちづくりの参加における市民の責務)

第13条 市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

2 市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互の活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。

(まちづくりにおける市の役割と責務)

第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。

2 市は、自らが所管する事務における企画立案、実施及び評価に基づく進行管理の過程において、市民参加の機会の拡充に努めるとともに、市民が参加しやすい体制づくりに努めなければならない。

第2節 市民参加の制度保障

(計画策定における市民参加の原則)

第15条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定及び見直しに際しては、市民の参加を図らなければならない。

2 市は、前項の計画について、評価に基づいた進行管理に努めなければならない。

(計画策定における市民参加の方法)

第16条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。

2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。

(審議会等への市民参加)

第17条 市は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。

(条例制定における市民参加)

第18条 市は、次の各号に定めるまちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参加を図らなければならない。ただし、次項に該当する場合は、この限りでない。

(1) まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例

(2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例

(3) その他市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される条例

2 前項ただし書に該当する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合はいう。

(1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号に準じた制定改廃の場合

(4) 前3号に定めるもののほか、市民の生命・財産を守る等社会秩序の維持のため緊急を要する条例の制定改廃の場合

3 市は、第1項の規定により条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。

4 市は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表しなければならない。

5 市は、市民の参加の手法、参加の有無及び状況その他必要な事項を付して、議案を提出しなければならない。

第3節 市民投票

(市民投票の原則)

第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。

2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、外国人住民や未成年者の参加に十分配慮する。

3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

(市民投票の実施)

第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。

2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治

(住民自治の定義)

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人も含まれるものとする。

(住民自治に関する市民の役割)

第22条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。

(住民自治に関する市の役割)

第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。

第2節 住民自治協議会

(住民自治協議会の定義・要件)

第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

(1) 区域を定めていること。

(2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。

(3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。

(4) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。

(5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

(住民自治協議会の設置)

第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関とする。

3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条に規定する要件を満たしていないと認められた場合は、改善を求めなければならない。

(住民自治協議会の権能)

第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

(1) 新市建設計画の変更に関する事項

(2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

- 2 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。
- 3 市長は、当該地域において行われる住民生活と関りの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。
- 4 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。
- 5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(住民自治協議会への支援)

第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 住民自治の活動拠点の提供
 - (2) 住民自治活動に対する財政支援
 - (3) その他住民自治の推進に関すること。
- 2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域まちづくり計画)

第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

- 2 前項に規定の計画を策定又は変更した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。
- 3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。
- 4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

第3節 地域振興委員会

(地域振興委員会の設置)

第29条 市長は、住民自治協議会が設立されていない地域について、当該地域の住民生活に密接に関係し、当該地域の事情を十分に踏まえる必要のある市の事務について審議する機関として、地域振興委員会を置く。

- 2 前項に定める地域振興委員会の設置の単位は、別に定める機関により審議決定する。
- (地域振興委員会の所掌事務)

第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 地域振興委員会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地域において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、地域振興委員会の提案を尊重する。
- 3 地域振興委員会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は地域振興委員会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(地域振興委員会の委員の任命等)

第31条 地域振興委員会の委員は、当該地域の住民のうち、当該地域において活動する諸団体からの推薦を受けた者及び募集に応じた者の中から市長が任命する。

- 2 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第32条 削除

第4節 住民自治地区連合会

(住民自治地区連合会の設置)

第33条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第155条第1項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。

(住民自治地区連合会の所掌事務)

第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。
- 3 住民自治地区連合会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治地区連合会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(住民自治地区連合会の委員の任命等)

第35条 住民自治地区連合会の委員は、当該地区の住民自治協議会又は地域振興委員会の委員の中から市長が任命する。

- 2 住民自治地区連合会の委員の定数、任期、報酬、連合会長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第5節 住民自治活動を補完する機構

(住民自治活動を支援する機関の設置)

第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、伊賀市市民活動支援センターを設置する。

(住民自治活動を補完する行政機関の設置)

第37条 市は、法第155条第1項で定める支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。

- 2 市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。

第5章 議会の役割と責務

(議会の役割と権限)

第38条 市議会は、法令で定めることにより、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関である。

- 2 市議会は、市の重要な政策について議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する機能を有する。
- 3 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決するとともに、執行機関に対する検査及び監査請求等の権限を有する。

(議会の責務)

第39条 市議会は、市政の審議・議決機関であること責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検と改善とその実施を求め、活動しなければならない。

- 2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。
- 3 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。
- 4 市議会の組織及び議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定めなければならない。

(議会の情報共有と市民参加)

第40条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。

- 2 前項に関することは、別に定める。
- 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。
- 4 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。
- 5 市議会は、議会の会議に出席を求めた者を協議に加えることができる。

6 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。

(議員の責務)

第41条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。

3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第6章 行政の役割と責務

第1節 行政の責務

(行政の役割と権限)

第42条 市は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。

2 市長は、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 市長は、議案の提出、予算調整、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。

(市の責務)

第43条 市は、その所管する事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

2 市は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的にその所管する事務を執行しなければならない。

(市長の責務)

第44条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

(職員の責務)

第45条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。

第2節 行政運営の方針

(執行体制の整備)

第46条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。

(法務体制)

第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。

(人材育成)

第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。

2 市長は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。

3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。

(公益通報)

第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。

2 前項に関することは、別に定める。

(意見等への対応)

第50条 市は、市民から意見、要望、提言等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。

2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について説明を求められたときは、誠意をもって対応するものとする。

3 市は、市民の意見、要望、提言等に対応するため、広聴・相談窓口等の充実に努めるものと

する。

第3節 財務

(財政運営の基本方針)

第51条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえ、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

(財政基盤の強化)

第52条 市は、自主課税制度の導入、市民負担のあり方及び市有財産の活用等を検討するとともに、国・県に対して税源の移譲を求めるなど、市の自立した財政基盤の強化に努めなければならない。

(予算編成、予算執行)

第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。

2 市は、事務の予定及び進行状況が明らかになるよう努めなければならない。

(財産管理)

第54条 市は、財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。

2 市は、財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

(財政状況の公表)

第55条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

第4節 評価

(行政評価)

第56条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。

2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。

3 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。

(外部監査)

第57条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するよう努めるものとする。

第7章 条例の見直し

(この条例の検討及び見直し)

第58条 市は、改正後4年を目途に社会情勢、経済情勢に応じて施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊賀市市民参加条例の廃止)

2 伊賀市市民参加条例(平成16年伊賀市条例第21号)は、廃止する。

附 則(平成24年7月4日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

10. 名張市自治基本条例

○名張市自治基本条例

平成17年6月27日条例第13号

名張市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 市民(第4条・第5条)

第3章 市議会(第6条—第8条)

第4章 市長等(第9条・第10条)

第5章 情報共有(第11条—第15条)

第6章 市政運営(第16条—第27条)

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画(第28条—第32条)

第2節 コミュニティと市民公益活動(第33条—第35条)

第3節 協働のまちづくり(第36条)

第8章 最高規範性(第37条)

第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係(第38条・第39条)

第10章 補則(第40条)

附則

わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現していく責務があります。

このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。

名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となって行っていくことも大切です。

わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに名張市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名張市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。

(2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。

(3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

(自治の原則)

第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

(1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。

(2) 情報共有 市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。

(3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 市民

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

第3章 市議会

(議会の役割、権限等)

第6条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

2 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。

(議会の責務)

第7条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

第4章 市長等

(市長の役割と責務)

第9条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。

2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(職員の役割と責務)

第10条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第5章 情報共有

(情報共有)

第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。

(情報公開)

第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報保護)

第13条 市は、市民の基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

(説明責任)

第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望等への対応)

第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。

2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

第6章 市政運営

(総合計画)

第16条 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下「総合計画」という。)を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。
(組織)

第17条 市は、社会情勢に対応する簡素で機能的な組織により市政を運営するとともに、組織を市民に分かりやすいものにななければならない。
(人事政策)

第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。
(法務政策)

第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。
(法令遵守と公益通報)

第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。
(行政手続)

第21条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。
(地域経営の原則)

第22条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。
(事務事業の実施等における原則)

第23条 市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等をあらかじめ市民に明らかにし、公平、公正で効率的なサービス提供に努めなければならない。

2 市は、実施しようとする事務事業について、最少の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果を検証し、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。

3 市は、事務事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に率先して努めなければならない。
(財政等)

第24条 市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければならない。

3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。
(行政評価)

(行政評価)

第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。
(監査)

(監査)

第26条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。
(危機管理)

(危機管理)

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画

(政策形成及び実施過程への参画)

第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。
(評価等への参画)

(評価等への参画)

第29条 市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が審査できる機会を設けなければならない。

(審議会等)

第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

(住民投票)

第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付すことができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第2節 コミュニティと市民公益活動

(コミュニティ活動)

第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。

(地域づくり)

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

(市民公益活動)

第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

第3節 協働のまちづくり

第36条 市民(コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。)及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

第8章 最高規範性

第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係

○名張市自治基本条例

(国及び三重県との関係)

第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

(他の自治体との関係)

第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。

第10章 補則

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(名張市市民参加条例の廃止)

2 名張市市民参加条例(平成14年条例第2号)は、廃止する。